

消費者基本計画の素案に寄せられた御意見

<消費者の意見の反映>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
政策形成過程における消費者の参画		<p>○ 審議会の構成メンバーについて現状を分析するとどまらず数値目標を作り公表すべき。</p> <p>○ 企業の不祥事等に対応できるのは、個々の消費者あるいは、個々のお客さんではない。消費者の意見・利益を代表する、階層としての消費者・消費者団体の強化が必要。 * 消費者団体をあらゆる消費者問題の審議会や政策会議、企業評価委員会等に参加させる。 などの強化策を当事者である消費者団体の意見を踏まえて早急に具体化させるべき。(NPO法人コンシューマーズ京都)</p>	<p>消費者代表の参加を促進するためには、まず現状を分析し、その結果を公表することが必要であると考えています。</p>
		<p>○ 消費者団体の意見を政策に反映させるための具体的な仕組みの構築を求める。(NPO消費者ネット関西)</p>	<p>消費者基本計画の進捗状況について、消費者団体と意見交換を行うことを盛り込んでいます。具体的な方法については今後検討してまいります。</p>
消費者の参画に資する諸制度の活用についての啓発	パブリック・コメント制度の啓発、パブリック・コメントへの容易なアクセス	<p>○ 行政機関は、パブリック・コメント自体の認知度をあげる工夫をすべき。((社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)</p>	<p>本計画では、「消費者の参画に資する諸制度の活用についての啓発」として、「行政機関が政策立案等を行う際におうとする際に広く国民・事業者等から意見や情報を求める仕組み(パブリック・コメント制度等)の活用について、消費者へより一層の啓発を行う。」こととしています。</p>
		<p>○ 提出されたパブリックコメントはほとんど活かされていない。政策の検討が始まる前に意見募集を行い、検討会に入るべき。(全国消費者協会連合会)</p>	<p>現行の意見提出手続(パブリック・コメント)の制度は、行政機関等が、規制の設定又は改廃に伴い政省令等を策定する過程において、原則30日の意見募集期間を確保して広く国民等に対し案等を公表し、それに対して</p>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
		<p>○ パブリックコメント制度の抜本的改正、政策決定過程での不服・異義申立制度の導入なども明記すべき。(主婦連合会)</p> <p>○ パブリックコメントをどこで求めているかが容易に わかるようにポータルサイトを設けることが必要。</p> <p>○ 国民が容易簡便に意見募集を知り、参加することが出来るようなシステムを構築し、(一括して募集状況が確認でき、一般消費者にも理解しやすい用語や言葉で)募集期間(少なくとも1ヶ月位の余裕が必要)、や意見の提出方法、結果の公表についても早急な検討・改善が必要。((社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)</p> <p>○パブリックコメントの手続きそのものを、私は最近まで知らなかった。まず、この言葉を周知させて欲しい。セクシャル・ハラスメントなどと違いこの言葉は”一般の意見”という訳語で十分なのではないか。</p> <p>○ 消費者関連分野については少なくとも国民生活センターのホームページにも掲載すべき。(全国消費者協会連合会)</p>	<p>提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うものです。その際、取り入れなかった意見等に対する当該行政機関等の考え方を公表することとしています。</p> <p>現行制度では、政省令等を策定する過程において、行政機関等は提出された意見を考慮しており、結果的に意見が取り入れられないことをもって「活かされていない」とするのは適当ではないと考えます。また、政策の検討が始まる前の意見募集については、意見提出手続の制度とは別の問題であると考えます。</p> <p>なお、「パブリック・コメント」は俗称又は約語であり、現行のいわゆるパブリック・コメント手続の正式名称は「意見提出手続」です。</p> <p>さらに、上記とは別に、規制の設定又は改廃に伴う政省令等の策定に関係しない案件について、行政機関等が自主的に意見提出手続を行っている場合もあります。</p> <p>電子政府構築計画に基づき、政府全体として統一性があり、わかりやすい情報の提供を行うため、既に電子政府の総合窓口(e-gov)において、各省庁のパブリック・コメントを一元的に提供する機能を整備・運用しています。</p> <p>新たにパブリック・コメントに係るポータルサイトを整備することは、①パブリック・コメントの情報提供の統一性が確保できない②同一情報を複数箇所に掲載する事務等が発生する③システム整備・運用、データ作成等に係る経費の二重投資が発生する恐れがあり、適切でないと考えています。</p> <p>なお、本計画では、「行政機関が政策立案等を行おうとする際に広く国民・事業者等から意見や情報を求める仕組み(パブリック・コメント制度等)の活用について、消費者へより一層の啓発を行う。」こととしています。</p>